



物品及びサービスの販売に関する取引条件

1. **完全合意、変更：**本取引条件（以下「本条件」という。）は、基本発注条件（下記に定義する。）とともに、顧客による売主からの物品又はサービスの購入に関する、Johnson Screens, Inc.（以下「売主」という。）と買主（以下「顧客」という。）との間の完全な合意を構成する。「又は」への言及は（「いずれか一方」と明記されている場合を除き）、言及された項目の一つ又は複数を意味する。本条件は、発注書（又は「注文」）、売主に提出されたその他の書類、又は物品若しくはサービスを説明する売主の販売促進資料に記載されたいかなる矛盾する条件よりも優先する。本条件に対するいかなる変更、追加又は権利放棄も、売主の権限ある代表者が書面で承認しない限り、売主を拘束する義務とはならず、これらは本書により明示的に拒絶される。売主が顧客の発注書を受領し、受理し、又は承諾したとしても、本条件を変更するものではなく、本条件に矛盾する範囲において売主の合意の一部とはならない。顧客は、売主に注文することにより、又は売主から物品若しくはサービスを受領することにより、本条件を承諾したものとす。売主は資材の供給者であり、顧客と施主その他の者との間の合意の当事者ではない。顧客は、施主その他の者との契約にかかわらず、売主に対して支払うことに同意する。顧客は、施主その他の者からの支払状況にかかわらず、本書に定める条件及び期間内に売主に対して支払う最終的な義務を負うことが了解される。本条件のいずれかが無効又は執行不能とされた場合でも、本条件の残りの部分は引き続き有効とする。「基本発注条件」は、発注書における次の事項のみに限定される。すなわち、注文された物品又はサービス、注文された各物品又はサービスの数量、並びに要望される納入日又は履行日（これは要望にすぎず、第11条に服する。）である。

2. **所有権及び危険負担の移転：**売主が顧客に販売した物品の所有権は、売主が当該物品の代金全額及び先行する未払債務を受領した時に顧客に移転する。危険負担は、売主の施設において物品を運送人又は指定された者に引き渡した時に顧客に移転する。売主が受諾した顧客の発注書に別段の定めがない限り、すべての販売は売主の工場渡し（EXW、インコタームズ®2020）とする。所有権及び危険負担は、第12条に定めるところによっても移転する。

3. **価格及びその変動：**書面で別段の定めがない限り、価格は正味価格であり、米ドル建てとし、価格提示日後の為替レートの変動に基づく調整の対象となる。さらに、書面で別段の定めがない限り、価格は、価格提示日後の労務費、材料費、貿易法令（下記に定義する。）の変更、その他の税金、運賃、保険料、通関費用及びその他の類似の費用の増加に基づき引き上げられることがあり、当該増加分は顧客の負担とする。売主は、物品の引渡し又はサービスの履行前であれば、いつでも、通知なしに、上記の変動を理由として物品又はサービスの価格を引き上げることができる。事務上の誤りは、売主に責任を負わせることなく訂正することができる。売主は、貿易法令の変更又はその適用を理由として、いかなる場合にも、売主が支払った過去の費用、課徴金又は税金の賦課に関する事後の減額、変更、払戻しその他を含め（これらに限られない。）、一切の責任又は義務を負わない。こ

れは、価格引上げの根拠となった貿易法令がその後変更され、又は無効とされた場合も同様とする。

4. **支払：**売主は、その選択により、顧客に対し、注文時にすべての物品又はサービスの代金を支払うよう要求し、又は売主が認める発行者による売主を受益者とする取消不能信用状を提出するよう要求することができる。売主が前払又は当該信用状を要求しない場合、顧客の支払は、特定の出荷又はサービスに係る売主の請求書の日付から30日後に期限が到来する。当該支払から留保金その他の控除を行ってはならない。顧客は、売主から顧客への物品又はサービスの販売から生じ、これに課され、若しくはこれに基づき、又はこれに関連する、名称のいかんを問わず、すべての税金その他の政府賦課金（売上総収入に基づく州及び地方の営業税、売上税及び使用税、又は物品税、並びに売主が上記に関して支払った又は支払うべき、これらに代わる税金又は金額を含む。ただし、売主の純所得に基づいて算定される地方、州及び連邦の純所得税を除く。）について、申告及び納付を含む全責任を負う。エンジニアリングサービスに係る料金は、いかなる場合にも、物品又はサービスに関する設計及び/又は製造の権利の譲渡を意味するものではない。ただし、両当事者の権限ある代表者が署名した別個の書面による合意に当該譲渡が明示的に定められている場合を除く。顧客が支払期限に支払を行わなかった場合、売主が有するその他の権利又は救済手段を妨げることなく、売主は、その単独の裁量により、次のいずれか又はすべてを行う権利を有する。(a) 顧客のいずれか又はすべての注文を解除し、及び/又は顧客に対する以後の引渡しを停止すること。(b) 購入代金の未払部分に対し、年率12パーセント（12%）又は法定の最高利率のいずれか低い方の利息を顧客に請求すること。売主は、当該不履行が継続しているにもかかわらず、出荷の継続又はサービスの提供を選択することができるが、売主によるかかる選択は、いかなる意味においても当該不履行に対する権利放棄を構成せず、売主の法的救済に影響を及ぼさない。さらに、顧客は、請求済みの未払金の回収に関連して生じるすべての費用（督促及び情報調査の費用、回収費用、並びに合理的な弁護士費用を含む。）を負担する。

5. **顧客の義務：**顧客は、売主が各注文の要件を満たすために必要な又は合理的な、完全かつ正確な情報を適時に提供する。売主は当該情報に依拠する権利を有し、顧客は、売主が顧客のために物品を製造及び供給し、又はサービスを提供するために当該情報を使用するのに必要な権利を顧客が有していることを表明する。顧客は、売主に対し、注文の履行に必要な範囲で当該情報を使用、複製、保存及び処理する非独占的かつ無償の権利を付与し、売主は、物品及びサービスから得られたデータを、顧客を特定しない匿名化かつ集約された形で、売主の物品、サービス、プロセス及び技術の開発及び改良のために使用することができる。

6. **サービスの履行：**売主は、該当する注文に特定されたサービスを提供するための履行日を満たすよう合理的な努力を払う。ただし、当該日付は見積りにすぎず、第11条に服する。顧客が供給した材料（以下「顧客財産」という。）に対してサービスが実施される場合、売主は当該顧客財産に関して合理的な注意を払うが、顧客財産の危険負担は常に顧客に残る。顧客は、(i) 売主がサービスの提供に関連して顧客財産が損傷しないことを保証できないこと、及び(ii) 売主が顧客財産に関して合理的な注意を払う限り、売主は顧客財産の損傷について責任を負わないことを承認する。顧客は、(i) サービスに関するあらゆる事項について売主に協力し、顧客の施設で実施されるサービスについては、サービスの履行のために売主が合理的に要求する顧客の敷地への立入り

を提供すること。(ii) 該当する注文の要件に従って売主がサービスを行なうために合理的に必要な指示、情報、承認、許可又は決定を提供するよう求める売主の要請に速やかに応じること。(iii) サービスを適時に実施するために売主が要求する顧客財産又は情報を提供し、当該顧客財産又は情報があらゆる重要な点において完全かつ正確であることを確保すること。(iv) サービスの開始日前に、サービスに関するすべての必要な許認可及び同意を取得し維持し、すべての適用法令を遵守すること、を行う。

7. **担保権：**顧客は、本書により、顧客が売主から購入したすべての物品について、顧客が当該物品の代金を全額支払うまで、売主に対し購入代金担保権を付与する。顧客は、本書により、本書で付与された担保権を対抗要件具備するため、適用法令に従いUCC-1 融資報告書を提出することを売主に授權する。売主が供給した物品は、不動産に取り付けられたことを理由として不動産の定着物となってはならない。顧客に不履行があった場合、売主は、法律上認められるその他一切の救済手段に加え、担保権者のすべての権利を行使することができる。売主が物品の占有回復を選択した場合、顧客は、売主が、法的手続の有無にかかわらず、物品の所在するすべての敷地に立ち入り、物品を撤去し又は占有することを授權する。占有を回復した物品の処分予定に関する 10 日前の事前通知は、合理的であるとみなされる。

8. **保証：**顧客が売主の該当する書面による指示又は取扱説明書（ある場合）を遵守し、かつ、売主から購入した物品を、当該物品に係る発注書において顧客が指定し売主が書面で承認した運転条件及び環境、用途並びに意図された使用（指定がない場合は、売主の当該物品に関する直近の見積書に指定され、異議が述べられていないもの）にのみ供することを条件として、また本書の条件に従い、売主は、物品に材料及び仕上りの欠陥がないことを、次のいずれか早い方に相当する期間、保証する。(i) 第 2 条に定める該当するインコタームズ®に従い物品が顧客に引き渡された日、又は第 12 条(a)に基づき引渡しがあったものとみなされる日から 18 か月後、又は (ii) 物品が設置されてから 12 か月後（以下「保証期間」という。）。上記の保証は、次のものには適用されない。(a) 中古品、又は売主以外の者によって修理若しくは再生された物品。(b) 売主以外の者によって改造され、又は不適切な取扱い、保管、設置、運転若しくは保守を受けた物品（未承認の交換部品又は予備部品の使用を含む。）。(c) 売主が製造していない構成部品。(d) 通常の摩耗及び損耗。(e) 一般的な特性の説明のみを目的として顧客に提供された模型又は見本。(f) 腐食、爆薬の使用、又は売主が書面で承認していない化学物質若しくは物質の注入に起因する欠陥又は損傷。(g) 売主の材料及び仕上りの欠陥以外に起因する欠陥又は損傷。本保証は、売主の要請に応じて、顧客が自己の危険及び費用負担により、運賃前払で、欠陥のある物品又は部品を検査のため売主に返送することを条件とする。売主の保証は、組立て、分解、取外し又は再組立て、及び数値流体力学の結果を対象としない。

売主は顧客に対し、類似のサービスに関して一般に認められた業界標準に従ってサービスを行なうことを保証する。本保証は、サービスの履行後 20 日間（以下「サービス保証期間」という。）適用される。

物品に関しては、本第 8 条の違反の主張は、保証期間内又は欠陥の発見日から 10 日以内のいずれか早い方までに売主に書面で報告されない場合、永久に放棄されたものとみなされる。サービスに関しては、本第 8 条の違反の主張は、サービス保証期間内又は欠陥の発見日から 10 日以内のいずれか早い方までに売主に書面で報

告されない場合、永久に放棄されたものとみなされる。本第 8 条の違反があった場合、売主は、その単独の裁量により、顧客の唯一かつ排他的な救済として、欠陥のある物品又は物品の該当部品を修理若しくは交換し、サービスを再履行し、又は当該品目若しくはサービスの購入代金を返金する。本書に基づき修理又は交換されるすべての物品は、売主の施設において修理又は交換される。修理又は交換された物品又は部品について、新たな保証期間は設定されない。当該品目は、元の物品の保証期間の残存期間に限り保証が継続する。売主の義務を超える売主のいかなる行為も、売主の上記の義務を拡大又は延長するものではない。物品に関する売主の保証は、売主が顧客に販売した物品にのみ適用される。売主は、上記に明示的に定めるものを除き、物品の計画、施工又は設置について、いかなる保証又は確約も行わない。売主又はその代理人による立入り、検査、試験又は助言は、本条件に定める売主の義務を拡大するものではない。売主又はその代理人によるすべての技術的助言及び提言（設計に関するものを含む。）又は売主による研修（ある場合）は、適切な教育及び技能を有する者を対象としており、売主は、その使用又は不使用について責任を負わない。顧客は、売主が提供する物品及びサービスの適合性を判断する全責任を負う。

本条に定める保証及び救済は排他的である。商品性、特定目的への適合性、設計その他に関する、明示又は黙示のその他の保証は存在せず、当該その他すべての保証は、本書により明示的に否認される。売主の代理人又は代表者によるいかなる約束又は事実の表明も、売主による保証を構成せず、売主のいかなる責任又は義務をも生じさせない。

9. **責任の制限：**本条件の他のいかなる規定にもかかわらず顧客は、売主及びその供給者が、契約、不法行為（過失及び厳格責任を含む。）、保証その他に基づくかを問わず、いかなる救済理論に基づいても、いかなる状況においても、次のものについて責任を負わないことに明示的に同意する。いかなる間接的、特別、付随的若しくは結果的な損失若しくは損害、又は懲罰的損害賠償。財産若しくは設備の損害又は滅失。逸失利益又は逸失収益。電力の喪失。顧客の材料、設備又は施設の使用不能。情報及びデータの喪失。利息の喪失。資本コストを含むがこれに限られない、あらゆる種類のコスト増加。事業の中断。又は顧客の顧客からの請求。

顧客は、本書に定める救済が排他的であること、及び、契約、不法行為（過失及び厳格責任を含む。）、保証その他に基づくかを問わず、いかなる救済理論に基づいても、売主の責任総額が、いかなる状況においても、100 万米ドル（\$1,000,000）又は問題となっている特定の物品若しくはサービスについて売主に支払われた総額のいずれか少ない方を超えないことに明示的に同意する。

本第 9 条（責任の制限）に表明された責任の放棄及び免責、責任の解除並びに責任の制限は、売主並びにその関連会社、承継人又は譲受人のパートナー、プリンシパル、株主、取締役、役員、従業員及び代理人に及ぶ。本条件に基づく売主及びその供給者のすべての責任は、遅くとも保証期間又はサービス保証期間（該当する方）の満了から 3 か月後に終了する。本第 9 条（責任の制限）の規定は、他の箇所に定める矛盾又は不一致のあるいかなる規定にも優先する。

10. **検査及びクレーム：**物品の顧客への引渡しの提供又は売主によるサービスの履行から 20 日以内に、かつ、当該物品の一部（合理的な試験及び検査数量を除く。）が当初の状態から変更され、又は使用に供される前に、顧客は物品又はサービスを検査し、

当該物品又はサービスにいずれかの点で欠陥が認められた場合は、売主に書面で通知する。物品が、売主の書面による指示に従った設置、運転及び保守以外の方法で当初の状態から変更された場合、隠れた瑕疵に関するクレームは認められない。隠れた瑕疵を発見した場合、顧客は、直ちに、影響を受けた物品の使用を中止し、発見時の状態のまま保全し、当該発見から 10 日以内に売主に書面で通知し、修理、変更、分解又は廃棄の前に、売主が物品をその場で検査する合理的な機会を与える。欠陥が当該検査において合理的に発見可能ではなく、かつ引渡し後の作為又は不作為によって生じたものではないことを立証する責任は、顧客が負う。当該通知が適時になされない場合、売主は、当該検査において合理的に発見可能であった物品又はサービスのあらゆる欠陥に関して、満足に履行したものと確定的にみなされる。顧客は、売主に対する合理的な事前通知により、合意された契約条件に従い、物品、サービス又は進行中の作業を検査することができる。

11. 変更、納期及び免責遅延：顧客は、当初の注文の範囲の変更を要請することができ、売主が受諾した場合、注文の価格、履行、スケジュールその他の関連条項は、変更の実施前に当事者間の合意により調整される。(a) 売主の合理的な支配の範囲内にあるとみなされる遅延を除く遅延、及び (b) 売主が提出した申込みの日付後の適用法令及び要件の変更（該当する場合）により売主に生じた費用は、注文の変更として扱われ、注文の価格、履行、スケジュールその他の関連条項は、売主により公正に調整される。

すべての引渡し日及び履行日は見積りであり、第 1 条にかかわらず、発注書に記載された日付は、売主が確定日として書面で同意した場合に限り、売主を拘束する。各日付は、顧客が売主の各提出物を適時に（売主の見積書に記載された期間内、記載がない場合は 10 営業日以内に）承認し又はコメントすること、売主が要求するすべての情報、仕様、許可及び承認を提供すること、並びにすべての支払を行い、すべての担保を期日までに提供することを条件とする。顧客がこれを行わない場合、影響を受ける各日付は、通知又は追加の合意なしに、遅延期間に、当該不履行により売主が合理的に必要なとする期間を加えた期間だけ自動的に延長され、顧客は、これにより生じるあらゆる種類のすべての費用及び価格上昇を、第 4 条に基づき全額支払う。準備が完了したが受領されていない物品は、第 12 条に従う。当該遅延が 30 日間継続した場合、売主は、注文のスケジュールを変更し、生産能力及び資材を他の顧客に再配分し、第 3 条に基づき価格を改定し、作業再開前に全額の支払を要求し、又は書面による通知により影響を受ける注文を解除することができる。顧客は、出荷済みか出荷準備完了かを問わず、完成したすべての物品の未払代金、実施済みの作業に係る代金の部分、及び発生したすべての費用又は債務を、請求書の日付から 30 日以内に支払う。売主は、引渡し遅延又は履行遅延について責任を負わず、顧客は、これに関連するすべての損害賠償額の予定その他の損害賠償を放棄する。

12. 出荷準備完了通知、保管及び擬制引渡し：物品の出荷準備が整った場合、売主は顧客に出荷準備完了通知（以下「NRTS」という。）を送付することができ、これは電子メールで行うことができ、完成日の確定的な証拠となる。顧客は、NRTS から 14 日以内（以下「受領期間」という。）に、物品を受領し、すべての出荷指示、書類及び支払を提供する。顧客がこれを行わない場合、物品は受領期間の最終日に売主の工場渡し（EXW）で引き渡されたものとみなされ、売主は第 4 条に基づき支払うべき代金全額を請求することができ、危険負担は顧客に移転し、第 8 条及び第 10 条に定める期間が進行を開始する。売主は、

物品が売主又はその保管施設に保管されている間に、書面による通知により、所有権を顧客に移転することを選択することができ、この場合、売主は、第 7 条に基づく担保権、支払を受ける権利、又は全額の支払を受けるまで占有を保持する権利を放棄し又は害することなく、受寄者として物品を保管する。売主は、その後、顧客の単独の危険及び費用負担により、物品を自己の施設又はその他の場所に保管することができる。顧客は、売主が合理的に決定する料率による月額保管料に加え、すべての取扱費、保全費及び第三者施設の費用を、相殺なしに第 4 条に基づき支払い、売主は、代金及びこれらのすべての費用が全額支払われるまで出荷を留保することができる。顧客が保管中の物品に保険を付さない場合、売主は、顧客の費用負担により、15 パーセント（15%）を加算して当該保険を手配することができる。売主は合理的な注意義務のみを負い、保管中又は保管に起因して生じた損傷その他の状態の変化について責任を負わず、そのいずれも第 8 条にいう欠陥ではない。顧客が NRTS から 90 日以内に物品を受領しない場合、又は請求書の支払期日に支払わない場合、売主は、顧客の費用負担で物品の保管を継続し、第 7 条及び適用法令に基づく担保権者のすべての権利を行使し、又は物品を売却その他の方法で処分して、その代金を保管、保全及び売却の費用並びに発生した費用に充当し、次に未払代金に充当することができ、剰余金があれば顧客に支払われ、不足額については顧客が引き続き責任を負う。売主は、本第 12 条に基づく権利の行使から生じるいかなる損失についても責任を負わない。

13. 専有情報及び秘密情報：売主は、本書に基づき顧客に開示された、売主の現在及び合理的に予想される事業、研究開発若しくは事業運営に関する、又は本書に基づき供給される物品、サービス及び技術に関する、あらゆる情報及びデータ（上記のすべてを総称して「秘密情報」という。）について、専有的かつ秘密の利益を有し、これを保持する。「秘密情報」には、発明（特許を受けたか否か、特許を受けることができるか否かを問わない。）、営業秘密、改良、強化及び変更、研究開発、財務、製品及び製品の用途、設計、図面、分析、モデル（数値流体力学モデリングを含む。）、仕様及び構成、並びに作業及びサービスの遂行方法、並びにこれらに関連して売主が用いるノウハウ、プロセス、方法及び技術を構成する、又はこれらに関する情報及びデータが含まれるが、これらに限られない。顧客は、売主の事前の書面による許可なく、いかなる秘密情報も秘密として保持し、第三者に開示しない。顧客は、知る正当な必要があり、かつ本第 13 条と同等以上に保護的な秘密保持及び不使用に関する書面の義務に拘束される顧客の従業員に対して、秘密情報を開示することができる。顧客及びその従業員は、供給された物品の使用又は売主が履行したサービスの享受以外の目的で、当該秘密情報を使用しない。「秘密情報」には、(a) 顧客による本第 13 条の違反以外の方法により一般公衆が入手可能であるか又は入手可能となった情報、(b) 売主から受領した時点で、秘密保持義務なしに既に顧客が保有していた情報、又は (c) 顧客が秘密保持義務なしに第三者から適法に受領した情報は含まれない。除外が適用されることを立証する責任は顧客が負う。

上記の一般性を制限することなく、顧客は、顧客自身が運営するか第三者が運営するかを問わず、また、意図的な行為によるか顧客が使用するソフトウェアの初期設定又は自動機能によるかを問わず、売主の事前の書面による許可なく、人工知能、機械学習、生成型その他これに類するシステム、モデル、ツール又はサービス（以下それぞれを「AI システム」という。）に対し、秘密情報を入力せず、又はその他の方法で利用可能にしない。顧客は、秘

密情報が、大規模言語モデルその他の AI システムの訓練、ファインチューニング、インデックス作成その他の開発若しくは改良に使用されることを許可せず、また、秘密情報を保持し又は第三者に利用可能にする AI システムを使用しない。かかる行為は、本第 13 条に基づく秘密情報の不正な開示及び不正な使用を構成し、秘密情報を含み、反映し、又は秘密情報から派生した出力は、秘密情報自体と同じ範囲で本第 13 条の適用を受ける。顧客は、本第 13 条で許可されていない、いかなる AI システムへの秘密情報の入力又は露出を知った場合、速やかに売主に書面で通知し、当該秘密情報及びそれから派生した出力を回収又は削除するために合理的な支援を提供する。顧客は、売主が供給する物品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、測定、分析その他の調査を行わず、他のいかなる者にもこれを許可しない。また、売主が供給する物品又はサービスと競合する、又は実質的に類似する物品又はサービスを設計、開発、製造、調達し、又は製造させるために、秘密情報又は秘密情報から派生した AI システムの出力を使用しない。

売主の書面による要請があった場合、又は該当する注文の終了若しくは満了時に、顧客は、すべての秘密情報を、そのすべての写し、抜粋及び派生資料とともに、速やかに売主に返却し又は破棄し、要請に応じて当該破棄を書面で証明する。顧客が適用法令、裁判所の命令又は政府機関により秘密情報の開示を求められる場合、顧客は、法律上許される範囲で、売主が保護命令その他の救済を求めることができるよう、開示前に速やかに売主に書面で通知し、顧客が法律上開示を求められる秘密情報の部分のみを開示する。顧客は、その関連会社並びにその及び関連会社の従業員に本第 13 条を遵守させ、顧客は、これらの者による不遵守について責任を負う。本第 13 条の義務は、物品の引渡し、サービスの履行及びいかなる注文の終了又は満了後も存続し、開示日から 15 年間継続する。ただし、適用法令上営業秘密に該当する秘密情報については、当該情報が営業秘密である限り、義務が継続する。

売主は、売主が供給する物品に関連し又は物品に具現化された、売主により又は売主のために、単独又は共同で開発又は創作された、あらゆる知的財産、設計、図面、営業秘密、ノウハウ、技術情報、データ、仕様、文書、アイデア、概念、方法、プロセス、技術及び発明に関するすべての権利、権原及び利益並びに占有を排他的に有する。顧客は、本書により、これらに関する顧客のあらゆる権利を売主に譲渡し、譲渡することに同意する。顧客は、本条の規定の不遵守から生じ又は結果として生じるあらゆる損失、損害又は責任について、売主を補償し、免責する。

顧客は、顧客又はその関連会社による本第 13 条の現実の又は脅迫された違反について、金銭的損害賠償は十分な救済とならないことを承認し、これに同意する。したがって、売主は、かかる現実の又は脅迫された違反に対する救済として、特定履行及び差止命令を含む、利用可能なあらゆるエクイティ上の救済を求める権利を有し、これらはすべて、保証金の供託又は金銭的損害の立証を要することなく行われ、顧客はそのいずれも放棄する。かかるエクイティ上の救済は、当該現実の又は脅迫された違反について売主が利用可能な排他的な救済とはみなされず、法律上又はエクイティ上売主が利用可能なその他のすべての救済に追加されるものとする。

14. 補償：顧客は、売主が供給する物品及び売主によるサービスの履行に関連して、本書に明示的に定める売主の保証義務を超えて、又は顧客の売主に対する義務の違反により、売主に対して主張されうる請求から生じるすべての損失、責任、罰金、損害、

費用及び経費（合理的な弁護士費用を含む。）について、売主、その関連会社並びにそれぞれの役員、取締役、構成員、管理者、代表者、代理人及び従業員を補償し（売主の選択により防御し）、免責する。本書に反する定めがあっても、顧客は、本書により、次に特定する種類の損失又は事象に関する責任を引き受け、売主を補償し（売主の選択により防御し）、免責することに同意する。(a) 貯留層又は地下の損害（鉱物資源、水又は坑井自体の損失を含む。）。(b) 地下又は地表における暴噴井の制御。及び (c) 汚染（汚染物質又は汚染の浄化及び管理を含む。）。

15. 解除：いかなる注文も、顧客の違反、期限が到来した財務上の義務の違反、又は顧客に対する破産手続その他の類似の手続の場合には、売主により直ちに解除することができる。

16. 不可抗力：売主は、その支配を超えるいかなる原因又は状況による履行の不能又は遅延の結果として生じたいかなる性質の損失又は損害についても責任を負わない。これには、ストライキ、ロックアウト又は労働争議、火災、天災又は公敵行為、暴動、放火、民政当局又は軍当局による干渉、法令又はいかなる政府機関の命令若しくは政策の遵守（貿易、関税、輸入税、課徴金、アンチダンピング措置若しくは相殺関税措置等に影響を及ぼし又は関連する適用法令、規則、命令、規制及び政策の変更による引渡しの遅延を含むが、これに限られない。以下総称して「貿易法令」という。）、運送会社又は通信施設側の輸送又は引渡しの遅延、並びに材料供給源の不履行によって生じる履行の不能又は遅延が含まれるが、これらに限られない。物品が不足した場合、売主は、利用可能な物品を自己の裁量で顧客間に割り当てる権利を留保する。

17. 輸出入許可：顧客は、売主が供給する物品に必要な輸出許可又は輸入許可を、自己の費用負担で取得する。顧客は、適用されるすべての経済制裁その他の制裁、輸出入管理法令を完全に遵守することに同意する。顧客は、必要なすべての政府の許可を取得することなく、売主から受領した機器、製品、サービス、ソフトウェア、ソースコード、技術データ又は技術を、米国又はその他の適用管轄の法令により制限される者、事業体若しくは仕向地に対し又はこれらを経由して、あるいは制限される活動若しくは最終用途（核兵器、ミサイル、化学兵器若しくは生物兵器の拡散、軍事、又はマネー・ロンダリング活動を含む。）のために、直接又は間接に、販売、提供、輸出、再輸出、移転、転用、貸与、賃貸、委託その他の方法で処分してはならない。顧客は、米国又はその他の適用管轄の輸出法令により禁止された国におけるいかなる事業についても、売主の製品の使用を支援しないという売主の方針を認識し、これを遵守することに同意する。売主の要請に応じて、顧客は、本書に基づき供給される物品、ソフトウェア又は技術に関する最終用途、最終使用者及び最終使用国の関連情報を売主に提供する。売主は、最終用途、最終使用者又は最終使用国の変更（米国以外の国の間の出荷を含む。）が、米国の法律であるか他国の法律であるかを問わず、適用法令により制限又は禁止される可能性があることを警告し、顧客はこれを承認する。

18. 腐敗防止：顧客は、顧客並びにそのすべての関連会社及び代理人が、1997 年 11 月 21 日にパリで署名された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（その後の改正を含む。以下「本条約」という。）及び本条約の注釈（以下総称して「OECD 原則」という。）に記載された原則に従って行動し、OECD 原則を実施するすべての適用法令（改正を含む 1977 年米国海外腐敗行為防止法を含む。）並びに腐敗防止、不正リベ

ト防止及びマネー・ロンダリング防止に関連する適用される現地法令を遵守することを表明し、保証する。

19. 見積り：見積りは、顧客による書面その他の方法での適時の承諾前であれば、いつでも売主により撤回又は変更されることがある。

20. 譲渡：顧客は、売主の事前の書面による同意なく、法の作用によるか否かを問わず、本条件に基づく権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。本規定の適用上、合併、株式売却その他の法の作用による移転は、本書に基づき同意が必要な「譲渡」とみなされる。売主は、その単独の裁量により当該同意を留保することができ、当該同意のない譲渡の意図は無効であり、効力を有しない。売主は、本条件に基づく権利又は義務を譲渡することができる。本条件は、当事者並びにその許可された承継人及び譲受人を拘束し、またこれらの者に利益を与え、第13条に基づく顧客の義務は、顧客の承継人又は許可された譲受人を拘束する。第三者受益者は存在しない。

21. 独立契約者：売主は独立契約者であり、パートナー又は共同事業者ではない。

22. 紛争解決：本書が企図する取引の有効性、解釈、解釈適用及び効力については、抵触法の原則にかかわらず、ミネソタ州法が準拠法となる。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。当事者は、あらゆる紛争について、ミネソタ州の州裁判所及び連邦裁判所の対人管轄に取消不能の形で同意し、フォーラム・ノン・コンビニエンスの抗弁を明示的に放棄する。顧客は、いかなる訴訟も、ミネソタ州ミネアポリス都市圏内に所在する米国の連邦裁判所又は州裁判所にのみ提起されることに同意する。ただし、顧客が管轄に服する他の場所において、売主が訴訟を提起することを妨げない。

23. 変更及び分離可能性：上記の取引条件は、売主が随時書面により変更することができ、当該変更は、以後のすべての注文について顧客を拘束する。

24. 分離可能性：本条件のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所により、又は規制機関の命令により、無効、違法又はその他の理由で執行不能とされた場合でも、他の条件又は規定には影響を及ぼさず、当該条件又は規定は、執行可能とするために必要な範囲で修正されたものとみなされ、そうでない場合は分離され、権利及び義務はそれに従って解釈され執行され、本条件に別途定める意図及び約束を、許される最大限の範囲で維持する。

25. 存続：その性質上存続すべき規定（第9条（責任の制限）、第12条（出荷準備完了通知、保管及び擬制引渡し）、第13条（専有情報及び秘密情報）、第14条（補償）、第17条（輸出入許可）、第18条（腐敗防止）、第22条（紛争解決）及び第24条（分離可能性）を含むが、これらに限られない。）は、本書に関連して交付されたその他の書面の終了又は満了後も引き続き有効とする。